

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 26 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 福清工業
 住所 奈良県橿原市光陽町275
 代表者氏名 代表取締役 山口 弘子
 電話番号 0744-27-1419
 FAX番号 0744-27-0256
 メールアドレス hkdn214@fancy.ocn.ne.jp



印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に・を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に・を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 18 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 26 日

届出者 奈良県橿原市光陽町275 印
株式会社 博電工業
代表取締役 弘子



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ハクデンコウギョウ 株式会社 博電工業		
住 所	奈良県橿原市光陽町275		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ヤマガチ ヒロコ 代表取締役 山口 弘子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	代表取締役 山口 照博	代表取締役 山口 弘子	平成 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

代表者の変更経過

山口 望 → 山口 照博 → 山口 弘子

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 9 月 26 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良県橿原市陽町275
株式会社博電工業
代表取締役 弘子



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市光陽町275番地
株式会社博電工業

会社法人等番号	1500-01-010850	
商号	株式会社博電工業	
本店	奈良県橿原市光陽町275番地	
公告をする方法	奈良市において発行する奈良新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和63年2月8日	
目的	1. 電気に関する計画、調査、測量、設計並びに工事管理 2. 電気に関する工事の施工 3. 管工事の施工、設計及び監督 4. 上下水道及び環境衛生施設並びに土木建築工事の設計、施工、監理 5. 上記各号に付帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1280株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 720株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない</u>	
	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成29年7月21日変更 平成29年7月21日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>山口弘子</u>	平成18年5月31日重任
		平成19年6月5日登記
		平成28年6月30日退任
		平成29年7月21日登記

<u>取締役</u> <u>山口博希</u>	平成18年 5月31日重任
	平成19年 6月 5日登記
	平成28年 6月30日退任
	平成29年 7月21日登記
<u>取締役</u> <u>山口照博</u>	平成24年12月17日就任
	平成25年 1月18日登記
	平成28年 6月30日退任
	平成29年 7月21日登記
<u>取締役</u> <u>山口弘子</u>	平成29年 7月21日就任
	平成29年 7月21日登記
<u>取締役</u> <u>山口博希</u>	平成29年 7月21日就任
	平成29年 7月21日登記
<u>奈良県吉野郡大淀町大字北野124番地の13</u> <u>代表取締役</u> <u>山口弘子</u>	平成18年 5月31日重任
	平成19年 6月 5日登記
	平成28年 6月30日退任
	平成29年 7月21日登記
<u>奈良県吉野郡大淀町大字北野124番地の13</u> <u>代表取締役</u> <u>山口照博</u>	平成24年12月17日就任
	平成25年 1月18日登記
	平成28年 6月30日退任
	平成29年 7月21日登記
<u>奈良県吉野郡大淀町大字北野70番地の6</u> <u>代表取締役</u> <u>山口弘子</u>	平成29年 7月21日就任
	平成29年 7月21日登記
<u>監査役</u> <u>吉田勝弘</u>	平成18年 5月31日就任
	平成19年 6月 5日登記
	平成28年 6月30日退任
	平成29年 7月21日登記

奈良県橿原市光陽町275番地
株式会社博電工業

支店	1 三重県阿山郡伊賀町希望ヶ丘西三丁目6番60号
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	平成29年7月21日廃止 平成29年7月21日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	平成29年7月21日廃止 平成29年7月21日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年5月24日移記

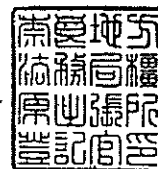
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年7月27日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

福井幹之





定 款

株式会社博電工業

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社博電工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 電気に関する計画、調査、測量、設計並びに工事管理
- 2, 電気に関する工事の施工
- 3, 管工事の施工、設計及び監督
- 4, 上下水道及び環境衛生施設並びに土木建築工事の設計、施工、監理
- 5, 上記各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、奈良市において発行する奈良新聞に掲載してする

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1, 280株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

- 第 12 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第 13 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その

事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第

298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第24条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第25条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第31条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第33条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成29年9月8日

株式会社博

代表取締役 子

